

2022年7月1日

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(2005年(平成17年)12月27日)を次のとおり訂正する(訂正部分に下線を付している。)

該当項	訂正後	訂正前	備考
第8項	<p>8. スtock・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額(第4項)のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。</p> <p>なお、新株予約権の行使に伴い、当該企業が自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と、新株予約権の帳簿価額及び権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は、自己株式処分差額であり、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第9項、第10項及び第12項により会計処理を行う。</p>	<p>8. スtock・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額(第4項)のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。</p> <p>なお、新株予約権の行使に伴い、当該企業が自己株式を処分した場合には、自己株式の取得原価と、新株予約権の帳簿価額及び権利行使に伴う払込金額の合計額との差額は、自己株式処分差額であり、<u>平成17年12月改正の</u>企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第9項、第10項及び第11項により会計処理を行う。</p>	<p>企業会計基準第1号の2006年(平成18年)改正時に、従来第10項及び第11項にあった利益剰余金との相殺規定について、第12項に移動されたが、その際の修正が行われていなかったため。</p>

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（最終改正 2019 年（平成 31 年）1 月 16 日）を次のとおり訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

該当項	訂正後	訂正前	備考
第 50 項	<p>50. 逆取得となる企業結合において、当該取得企業の資産及び負債を企業結合直前の適正な帳簿価額により計上する方法を適用した場合で、連結財務諸表を作成しないときには、<u>第 49 項</u>の定めにかかわらず、<u>第 49 項</u>(1) から (4) に準じた事項並びにパーチェス法を適用したとした場合に個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響額を注記する。</p> <p>なお、当該注記は企業結合年度の翌年度以降においても、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示する。また、企業結合年度の翌年度以降に連結財務諸表を作成することとなった場合には、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、当該企業結合を反映した連結財務諸表を作成する。</p>	<p>50. 逆取得となる企業結合において、当該取得企業の資産及び負債を企業結合直前の適正な帳簿価額により計上する方法を適用した場合で、連結財務諸表を作成しないときには、<u>前項</u>の定めにかかわらず、<u>前項</u>(1) から (4) に準じた事項並びにパーチェス法を適用したとした場合に個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響額を注記する。</p> <p>なお、当該注記は企業結合年度の翌年度以降においても、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示する。また、企業結合年度の翌年度以降に連結財務諸表を作成することとなった場合には、影響額の重要性が乏しくなった場合を除き、当該企業結合を反映した連結財務諸表を作成する。</p>	2013 年（平成 25 年）改正時に、第 49-2 項が挿入されたことに伴い、「前項」の表記を「第 49 項」に修正する必要があったため。

以上